

楽天株式会社

第19回 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時 平成28年3月30日(水曜日) 午前10時
場所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

報告事項

1. 第19期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第5号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第6号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
第7号議案 米国カリフォルニア州居住者向けにストックオプションとして発行する新株予約権につき特別条項を適用する件

楽[®]天 [®]Rakuten



「人々と社会をエンパワーする」 企業グループを目指して

三木浩史

代表取締役会長兼社長
三木谷 浩史

楽天は、平成9年に創業し、今年平成28年は20年目という節目の年に当たります。

創業時に開設した『楽天市場』は、各地の店舗がインターネット上に仮想商店街を形成する日本最大級のインターネット・ショッピングモールです。「Shopping is Entertainment」をコンセプトとし、規模だけではなく、品質を重視したお買い物の場を提供しています。

当社はこの『楽天市場』をはじめとし、『楽天トラベル』等のインターネットサービス、『楽天カード』、『楽天銀行』、『楽天証券』等の金融（FinTech）サービス等、様々なサービスを「楽天会員」へ共通のIDを用いて提供する「楽天経済圏」を形成してきました。また、『楽天Kobo』等のデジタルコンテンツ分野、無料通話・メッセージアプリ『Viber』、キャッシュバック・サイト『Ebates』等をグループに迎え、革新的なインターネットサービスの提供にも常に努めています。

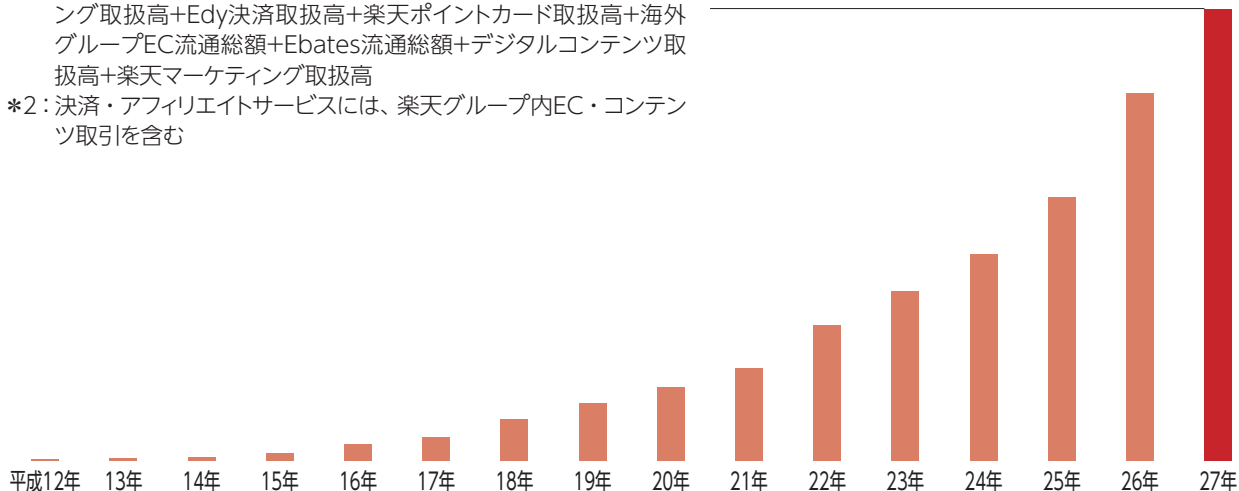
これらの結果、「楽天経済圏」の基盤であるユーザー数は全世界で9億人と飛躍的に拡大しました。また、国境やビジネスの垣根を越え、様々なシナジーを発揮することで、グローバルでの流通総額（取扱高）は9兆円を超える規模にまで成長しました。

9.1兆円

グローバル流通総額

*1: グローバル流通総額=国内EC流通総額+クレジットカードショッピング取扱高+Edy決済取扱高+楽天ポイントカード取扱高+海外グループEC流通総額+Ebates流通総額+デジタルコンテンツ取扱高+楽天マーケティング取扱高

*2: 決済・アフィリエイトサービスには、楽天グループ内EC・コンテンツ取引を含む



平成27年は、事業拡大のみならず、さらなる成長への基盤をゆるぎないものとするため、約9年ぶりとなる公募増資を実施し、財務基盤の強化を図りました。また、今後の事業拡大に伴う従業員の増加を見据えるとともにグループ企業を集約し、より一層の業務効率化を図るため、本社を東京都世田谷区の二子玉川へ移転いたしました。創業の頃から大切にしてきた、働く環境へのこだわりが詰まった新本社「楽天クリムゾンハウス」では、朝・昼・晩の3食すべてが無料のカフェテリア、多様性を考える教育を取り入れた託児所、世界中にいる社員がまるで隣で話しているようなビデオ会議システムを完備するなど、最先端の働く環境を実現しています。

今後は中長期構想「Vision2020」として、平成32年（2020年）Non-GAAP営業利益3,000億円達成を楽天グループの目標に掲げ、さらなる利益成長を目指します。また、国内EC流通総額については、現在の2.7兆円から5.2兆円まで伸ばすことを掲げています。『楽天カード』については、会員数を現在の1,200万人から2,000万人まで伸ばし、数年内に取扱高業界No.1を目標としています。平成28年は、ユーザー及び取引先企業へこれまで以上に質の高いサービスを提供していくことで、流通総額、売上収益の拡大を図ります。これらの取組みが当社グループの持続的な利益成長へと繋がり、当社の企業価値及び株主価値の最大化の実現に繋がると考えています。

楽天は、「人々と社会をエンパワーする」企業グループとして起業家精神をもって挑戦するとともに、持続的な成長を実現することで企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。株主の皆様には今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4755
平成28年3月11日

株主各位

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽 天 株 式 会 社
代表取締役 三木谷 浩史

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第19期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第5号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第6号議案 当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役にストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第7号議案 米国カリフォルニア州居住者向けにストックオプションとして発行する新株予約権につき特別条項を適用する件

以 上

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのであらかじめご了承下さい。

株主総会にご出席いただけない場合

■書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送下さい。

■インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記（5頁～6頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年3月29日（火曜日）午後6時までに行使して下さい。

ご注意事項

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は当社ウェブサイトにも掲載しております。

当社ウェブサイトアドレス <http://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。
(QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年3月29日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとしてVer.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorer は米国Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社へお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～31. (条文省略)	1. ～31. (現行どおり)
(新設)	<u>32. 電気及びガス、その他のエネルギーの供給及び</u>
	<u>小売事業</u>
<u>32. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>33. (現行どおり)</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

1. 提案の理由

現任の取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

当社は、取締役会における経営の意思決定及び監督に一層注力するため、その構成を大幅に見直すことといたしました。

取締役会による経営の意思決定及び監督機能と執行役員等による業務執行機能とを分離することで、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化をより進め、ひいては株主価値の最大化を図ってまいります。つきましては、社内出身の取締役を7名減員のうえ計3名とし、新任社外取締役候補者2名を含む計5名を社外取締役とすることをお諮りいたします。なお、本議案が原案通り承認された場合、取締役のうち4名を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の50%が独立役員となります。

2. 取締役会に関する考え方

（コーポレート・ガバナンスの実効性を高める施策）

当社グループは、企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け様々な施策を講じております。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、全員が社外監査役によって構成されております。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしております。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役及び社外監査役を中心に、客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営について多角的な議論を自由闊達に行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。

なお、当社は、経営戦略に関して更なる建設的かつ活発な議論を行うべく、平成28年4月より取締役会での審議項目、審議内容及び開催頻度を見直す予定です。

(取締役候補者の選定)

当社は、当社の企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を1年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、財務会計、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。

第19回定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、8名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者8名の内、女性1名、外国人3名を、社外取締役5名の内、女性1名、外国人2名を選定しております。

(独立役員の独立性について)

透明性の高い経営と強固な経営監督機能を確立し、企業価値の向上を図るため、当社の社外役員のうちから、独立役員を選定するに当たり、原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断しております。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者^(※1)
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先^(※2)若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近においてaからcまでのいずれかに該当していた^(※3)者
- e. 上記aからdまでのいずれかに掲げる者の近親者又は当社若しくは当社子会社の業務執行者（最近まで業務執行者であった者を含む。）の近親者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者を含む。）

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含む。監査役は含まない。

※2：当社との取引額等を基準とし、当社からの支払額が当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%以上を占める場合をいう。

※3：当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、aからcまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいう。

3. 候補者について

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号

1

み き た に ひ ろ し
三木谷 浩史

再任

当社における担当▶

最高執行役員
楽天市場事業、Ebates事業、Slice事業、内部監査部担当役員

生年月日

昭和40年3月11日生

所有する当社株式の数

176,155,800株

取締役会への出席状況

100% (20回/20回中)

略歴、地位および担当

昭和63年 4月 株式会社日本興業銀行入行
平成 5年 5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得
平成 8年 2月 株式会社クリムゾングループ (現合同会社クリムゾングループ)
代表取締役社長 (現代表社員) (現任)
平成 9年 2月 当社設立、代表取締役社長
平成13年 2月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)
平成16年 3月 当社最高執行役員 (現任)
平成18年 4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ
代表取締役会長 (現任)
平成20年 1月 株式会社楽天野球団代表取締役会長
平成22年 2月 一般社団法人eビジネス推進連合会
(現一般社団法人新経済連盟)
代表理事 (現任)
平成23年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長 (現任)
平成24年 1月 Kobo Inc. (現Rakuten Kobo Inc.)
Director
平成24年 8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼
オーナー (現任)
平成26年 1月 Kobo Inc. (現Rakuten Kobo Inc.)
Director (Chairman)
平成27年 3月 Lyft,Inc. Director (現任)

重要な兼職の状況

合同会社クリムゾングループ代表社員
株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締役会長
一般社団法人新経済連盟代表理事
公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長
株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー
Lyft,Inc. Director

候補者番号

2

ほ さ か ま さ ゆ き
穂坂 雅之

再任

当社における担当▶

副社長執行役員

楽天カード事業、銀行事業、証券事業、保険代理店事業、生命保険事業、Edy事業、スマートベイ事業、ポイントパートナー事業、金融業務室担当役員

生年月日

昭和29年7月31日生

略歴、地位および担当

昭和55年 4月 オリックス・クレジット株式会社入社

重要な兼職の状況

楽天カード株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数
116,600株

平成15年12月 当社パーソナルファイナンス事業準備室長

平成17年 5月 当社執行役員

取締役会への出席状況
95% (19回/20回中)

平成18年 2月 楽天クレジット株式会社 (現楽天カード株式会社) 代表取締役社長

平成19年 3月 同社取締役副会長

平成21年 4月 同社代表取締役社長 (現任)

平成24年 4月 当社楽天カード事業担当役員 (現任)

平成25年 2月 当社常務執行役員

平成26年 1月 当社副社長執行役員 (現任)

平成26年 3月 当社代表取締役 (現任)

候補者番号

3

チャールズ・B・バクスター
Charles B. Baxter

再任

当社における担当▶

当社における担当はございませんが、インターネット業界及び企業経営に精通しており、RAKUTEN MARKETING LLCのManagerとして楽天グループの米国事業を推進しております。

生年月日

昭和40年4月19日生

略歴、地位および担当

平成10年10月 eTranslate, Inc. CEO

重要な兼職の状況

Wineshipping.com LLC
Chairman

所有する当社株式の数
0株

平成13年 3月 当社取締役

平成15年 3月 当社取締役退任

RAKUTEN MARKETING
LLC Manager

取締役会への出席状況
90% (18回/20回中)

平成16年 7月 Wineshipping.com LLC Chairman (現任)

平成17年 9月 LinkShare Corporation
(現RAKUTEN MARKETING LLC) Manager (現任)

Reyns Holdco, Inc.
Chairman

平成23年 3月 当社取締役 (現任)

平成27年 1月 Reyns Holdco, Inc. Chairman (現任)

候補者番号 4

くたらぎけん
久多良木 健社外取締役
候補者独立役員
候補者

再任

社外取締役候補者とした理由▶

主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

生年月日

昭和25年8月2日生

所有する当社株式の数
10,000株

取締役会への出席状況

95% (19回/20回中)

略歴、地位および担当

昭和50年 4月 ソニー株式会社入社
平成 5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント取締役
平成11年 4月 同社代表取締役社長
平成12年 6月 ソニー株式会社取締役
平成15年11月 同社取締役副社長兼COO
平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント代表取締役会長兼グループCEO
平成19年 6月 同社名誉会長
ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー (現任)
平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役 CEO (現任)
平成22年 3月 当社取締役 (現任)
平成23年 6月 株式会社ノジマ社外取締役 (現任)
平成25年 6月 株式会社マーベラスAQL (現株式会社マーベラス) 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー
サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役 CEO
株式会社ノジマ社外取締役
株式会社マーベラス社外取締役

候補者番号 5

むらいじゅん
村井 純社外取締役
候補者独立役員
候補者

再任

社外取締役候補者とした理由▶

インターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

生年月日

昭和30年3月29日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況

80% (16回/20回中)

略歴、地位および担当

昭和59年 8月 東京工業大学総合情報処理センター助手
昭和62年 3月 慶應義塾大学工学博士号取得
昭和62年 4月 東京大学大型計算機センター助手
平成 2年 4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授
平成 9年 4月 同大学環境情報学部教授 (現任)
平成17年 5月 学校法人慶應義塾常任理事
平成21年10月 慶應義塾大学環境情報学部長 (現任)
平成23年 9月 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役 (現任)
平成24年 3月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

慶應義塾大学環境情報学部教授
慶應義塾大学環境情報学部長
株式会社ブロードバンドタワー社外取締役

候補者番号 **6**

ヤ ン ミ ム ー ン
Youngme Moon

社外取締役
候補者

独立役員
候補者

再任

社外取締役候補者とした理由▶

経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

生年月日

昭和39年4月24日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
87% (13回/15回中)

略歴、地位および担当

平成 8年 6月 スタンフォード大学博士号取得
平成 9年 7月 マサチューセッツ工科大学Assistant Professor
平成10年 7月 ハーバード大学経営大学院Assistant Professor
平成15年 7月 ハーバード大学経営大学院Associate Professor
平成17年 9月 Avid Technology, Inc. Director (現任)
平成19年 7月 ハーバード大学経営大学院Donald K.David Professor of Business Administration
平成22年 7月 ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean, Chair MBA Program, Donald K.David Professor
平成26年 7月 ハーバード大学経営大学院Senior Associate Dean of Strategy and Innovation, Donald K. David Professor (現任)
平成27年 3月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Avid Technology, Inc.
Director
ハーバード大学経営大学院
Senior Associate Dean
of Strategy and
Innovation, Donald K.
David Professor

候補者番号 7	ジョシュア・G・ジェイムズ Joshua G. James	社外取締役候補者	新任
----------------	---	----------	----

社外取締役候補者とした理由▶

主にインターネットサービスに関する専門的な知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、過去において当社の社外取締役であったことがあります。

生年月日
昭和48年6月28日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
—

略歴、地位および担当

平成 8年10月 Omniture, Inc. Founder and CEO

平成21年10月 Adobe Systems Inc. Senior Vice President and General Manager of Omniture Business Unit

平成22年10月 Domo, Inc. Founder and CEO (現任)

平成23年 3月 当社取締役

平成24年 3月 World Economic Forum of Young Global Leaders Member (現任)

平成27年 3月 当社取締役退任

重要な兼職の状況

Domo, Inc. Founder and CEO

World Economic Forum of Young Global Leaders Member

候補者番号 8	みたち たかし 御立 尚資	社外取締役候補者	独立役員候補者	新任
----------------	-------------------------	----------	---------	----

社外取締役候補者とした理由▶

経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

生年月日
昭和32年1月21日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
—

略歴、地位および担当

昭和54年 4月 日本航空株式会社入社

平成 4年 6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得

平成 5年10月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社

平成11年 1月 同社ヴァイスプレジデント

平成17年 1月 同社日本代表

平成23年 4月 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会理事 (現任)

平成25年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (現任)

平成28年 1月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター (現任)

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会理事

公益社団法人経済同友会副代表幹事

株式会社ボストン・コンサルティング・グループシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター

- (注) 1. 取締役候補者 久邇良木健氏は、有限会社アーチャー・ホールディングスの代表取締役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。同社と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
2. 取締役候補者 Youngme Moon氏は、Lola Travel Company, Inc.の Directorであり、同社と当社とは米国における旅行業において競業関係にあります。
3. 取締役候補者 Joshua G. James氏は、Domo, Inc.のFounder and CEOであり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。同社と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者久邇良木健、村井純、Youngme Moon、Joshua G. James、御立尚資の5氏は社外取締役候補者であり、社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を社外取締役との間で締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役である久邇良木健、村井純、Youngme Moonの3氏といずれも責任限定契約を締結しております。
- 3氏の再任をご承認いただいた場合、当社は3氏との当該責任限定契約を継続する予定であり、またJoshua G. James、御立尚資の両氏の選任をご承認いただいた場合、両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。
6. 取締役候補者 久邇良木健、村井純、Youngme Moonの3氏の再任及び御立尚資氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、4氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山口勝之氏は任期満了となりますので、新任1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**

やまぐち かつゆき

山口 勝之

社外監査役
候補者

再任

社外監査役候補者とした理由▶

企業法務に精通した弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって15年となります。

生年月日

昭和41年9月22日生

略歴および地位

平成 3年4月 第一東京弁護士会登録
西村総合法律事務所入所

平成 9年5月 コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)

平成 9年9月 ニューヨークDebevoise & Plimpton
法律事務所勤務

平成10年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録

平成10年5月 パリDebevoise & Plimpton法律事務所勤務

平成11年2月 パリSimeon & Associates法律事務所勤務

平成11年7月 西村総合法律事務所復職

平成12年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー弁護士（現任）

平成13年3月 当社監査役（現任）

平成19年7月 フリービット株式会社社外監査役（現任）

平成25年9月 株式会社ブレインパッド社外監査役（現任）

平成27年6月 株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所パートナー弁護士

フリービット株式会社社外監査役

株式会社ブレインパッド社外監査役

株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役

所有する当社の株式数

65,500株

取締役会への出席状況

95%（19回/20回中）

監査役会への出席状況

100%（9回/9回中）

候補者番号

2

うちだ たかひで

内田 貴秀

社外監査役
候補者

新任

社外監査役候補者とした理由▶

主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

生年月日

昭和29年10月21日生

略歴および地位

昭和52年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行

重要な兼職の状況

—

所有する当社の株式数

0株

昭和58年5月 ペンシルバニア大学ウォートン・スクール修士号取得

取締役会への出席状況

—

平成13年4月 株式会社三井住友銀行大塚法人営業部長

監査役会への出席状況

—

平成15年6月 同行人事部研修所長

平成18年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社常務取締役

平成22年4月 同社専務取締役

- (注) 1. 監査役候補者 山口勝之氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。同所と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
2. その他の監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者 山口勝之、内田貴秀の両氏は社外監査役候補者であり、社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を社外監査役との間で締結することができる旨を定めており、現在当社の社外監査役である山口勝之氏と責任限定契約を締結しております。

同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であり、また内田貴秀氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員（以下「当社グループ役職員」という。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会において承認されております報酬額とは別枠にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

【理由】

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社グループ役職員に付与することにより、当社グループ役職員が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えております。

また、本新株予約権は、新株予約権発行の日から1年後の応当日以降に、付与された新株予約権の一部について行使可能となり、4年後の応当日の前日までの間行使可能となる割合が段階的に増加し、4年後の応当日以降は、その全てについて行使可能となります。かかる段階的に行使可能となるストックオプションは、新株予約権発行の日から1年後の応当日から行使可能とすることで、新たに当社グループの一員となる人材にとって魅力ある報酬制度となり、特に人材獲得競争の激しい国・地域において、優秀な人材の獲得に資することとなります。また、その一方で、新株予約権発行の日から4年後の応当日まで行使できない部分を残すことで、長期的な当社グループの業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能します。

このように、優秀な人材の獲得・確保及び当社グループ役職員の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

【当社グループの報酬の決定方法・特徴】

本新株予約権の付与を含む報酬総額の決定にあたっては、当社グループの営業利益の目標達成度、各グループ会社・事業又は部門の業績、個人の人事評価結果等を反映して決定いたします。

また、当社グループは、原則として、職位や役割等が大きい者ほど、各グループ会社・事業又は部門・個人の業績等に連動する賞与等や、株価に連動するストックオプションの総報酬に占める割合が高くなるよう報酬制度を設計しておりますが、職位・役割等が比較的小さな入社2年目以降等の従業員から取締役までの幅広い層に対して新株予約権を付与していることが特徴であります。これは、当社グループ役職員の大多数が潜在的株主になることで、企業価値及び株主価値の向上に対する役職員一人ひとりの当事者意識を更に強め、グループとしての一体感を高めることを目的としているためです。当社グループ役職員全体の一体感を向上させることは、「楽天経済圏」を国内外で拡大・成長させるために不可欠な要素であると考えております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員

なお、当社子会社又は当社関連会社の社外取締役であっても、当社、他の当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員又は従業員の地位を有する場合には、本新株予約権の割当てを受ける者に含まれるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、15,500,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

155,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記（9）に準じて決定する。

(12)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役（社外取締役を除く。以下本項において同じ。）に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は20,000個を上限とする。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第5号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役に ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会において承認されております報酬額とは別枠にて、当社社外取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、当社社外取締役は5名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ社外取締役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ社外取締役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ社外取締役に対し、社内外での知見・経験を活かした客観的かつ忌憚なき助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について、更なる意識喚起を行うことができると考えております。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ社外取締役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも3年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の社外取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、100,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成32年3月31日から平成38年3月29日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(12)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社社外取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社社外取締役に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。

当社社外取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社社外取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第6号議案

当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役に ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第387条の規定に基づき、平成19年3月29日開催の第10回定時株主総会において承認されております報酬額とは別枠にて、当社監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案が原案どおり承認されますと、当社監査役は4名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として付与することにより、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社グループ監査役の報酬に反映させ、株主の皆様と当社グループ監査役の利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社グループ監査役に対し、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、更なる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長を確保し、社会的信頼に応える体制を構築できると考えております。

このように当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ監査役を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行の日から少なくとも3年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社関連会社の監査役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、300,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成32年3月31日から平成38年3月29日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - ④新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に（7）①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）及び（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(12)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 監査役の報酬等に関する事項

当社監査役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社監査役に付与する新株予約権は3,000個を上限とする。

当社監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。なお、当社監査役に付与する新株予約権の公正価額の総額は50百万円を上限とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第7号議案

米国カリフォルニア州居住者向けにストックオプションとして発行する新株予約権につき特別条項を適用する件

当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、従業員、社外取締役及び監査役の中には、日本国居住者のみならず、海外居住者も含まれており、これらの対象者にストックオプションとして日本法上の新株予約権を発行する場合、当該対象者が居住する国の証券法その他の法令も併せて適用されることとなりますが、米国カリフォルニア州居住者向けに新株予約権を発行する場合においては、下記の特別条項（以下「本特別条項」という。）を株主総会の承認に基づき適用させることにより、米国証券法の適用除外を受けることが可能となります。

本議案に基づく承認は、平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会第6号議案乃至第8号議案に係る承認に基づき発行された新株予約権、及び本総会第4号議案乃至第6号議案が承認された場合の当該承認に基づき発行される新株予約権、並びに平成37年7月17日までに開催される株主総会においてストックオプションとして新株予約権の発行が提案され、承認された場合の当該承認に基づき発行される新株予約権（以下総称して「対象新株予約権」という。）に効力が及ぶことといたく存じます。

なお、当社の普通株式が米国1933年証券法に基づく上場株式とならない限り、対象新株予約権の各要領に別段の定めがある場合といえども、適用法令により求められる範囲で、本特別条項は、カリフォルニア州居住者に対して発行されるすべての対象新株予約権に適用されるものとします。

記

- 1.対象新株予約権の行使期間は、対象新株予約権発行後10年以内とする。
- 2.対象新株予約権は、遺言書または相続と遺産分割に係る法律で定められている場合を除き、譲渡不能とする。ただし、当社はその裁量により、対象新株予約権の取消可能信託への譲渡または米国1933年証券法のルール701（株式報酬に関する連邦法上の登録免除規定、17 Code of Federal Regulations, 230.701）に基づく譲渡を認めることができるものとする。
- 3.適用法令で定める事由による退職または退任でない限り、退職または退任後であっても、新株予約権者は次の各号のいずれかに定める日まで、対象新株予約権の行使期間が延長されるものとする。ただし、いずれの場合も対象新株予約権の失効日を超えないものとする。
 - (1) 死亡または身体障害による退職または退任の場合、退職日または退任日から6カ月間
 - (2) 死亡または身体障害以外の事由による退職または退任の場合、退職日または退任日から30日間

- 4.本特別条項をカリフォルニア州居住者向けに適用した日または株主総会における本特別条項の承認日のいずれか早い日から10年を超えて、対象新株予約権はカリフォルニア州居住者に対して発行されないものとする。
- 5.当社の株主は、次の各号のいずれか遅い日までに本特別条項を承認しなければならない。
 - (1)取締役会による本特別条項の決議前12ヵ月以内または決議後12ヵ月以内
 - (2)本要領に基づき、カリフォルニア州居住者に対し対象新株予約権を発行する前または発行した後12ヵ月以内
なお、前述の方法で株主による承認が得られない場合、株主による承認の前に付与された新株予約権は、取り消されるものとする。また、かかる新株予約権に基づき発行され得る株式は、当該承認に係る議決権の個数の算定に含めないものとする。
- 6.適用法令により求められる限り、当社は、対象新株予約権を保有しているカリフォルニア州居住者に対し、財務諸表を毎年提供する。なお、かかる財務諸表は、監査済みのものである必要はなく、また、当社に関する職務上、財務諸表に相当する財務情報を閲覧できる主要人員に対して提供することを要しない。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

<国際会計基準の適用>

当社グループでは、第17期より会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

当社グループは、当事業年度より経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」という。）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しております。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」という。）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他の調整項目とは、適用する基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用、子会社取得時に認識した無形資産の償却費等のことです。

注：Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）が定める基準を参照しておりますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

■ 当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当事業年度における世界経済は、米国金融政策正常化、中国経済の先行き懸念、原油価格下落の影響等について留意する必要があるものの、緩やかに持ち直し基調が継続しました。日本経済は、雇用・所得環境の改善が続かなかで各種政策効果もあり、緩やかな回復を続けました。

このような環境下、当社グループは、成長戦略を一段と強力に進めております。インターネットサービスの主力である国内ECサービスにおいては、顧客満足度向上のための各種施策、楽天経済圏のオープン化戦略、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化等により、業績は順調に推移しております。コンテンツサービスにおいては、図書館・教育機関向けに電子書籍等のコンテンツ配信サービスを提供するOverDrive Holdings, Inc.（米国）（以下「OverDrive社」という。）を平成27年4月に完全子会社化すると共に、将来の利

売上収益

7,136億円
(前期比19.2%増) 

Non-GAAP営業利益

1,522億円
(前期比28.8%増) 

IFRS営業利益

947億円
(前期比11.0%減) 

当期利益(親会社の所有者帰属)

444億円
(前期比37.1%減) 

益成長に向けた戦略投資を継続する一方、厳格な費用管理にも取り組み、業績は改善基調にあります。また、楽天グループは、新しい技術や革新的なビジネスモデルを持つ企業に投資を進めており、それらの投資について株式評価益を計上しております。FinTech^(注)においては、『楽天カード』の会員基盤が一層拡大し手数料収入が増加したほか、『楽天証券』、『楽天銀行』等のサービスも順調に拡大し、利益が増加しております。

この結果、当社グループの当事業年度における売上収益は713,555百万円（前事業年度比19.2%増）、Non-GAAP営業利益は152,153百万円（前事業年度比28.8%増）となりました。

(注)当事業年度よりセグメント名を「インターネット金融」から「FinTech」（読み方：フィンテック）に変更しました。これは、当社グループが平成15年より取り組んでいる、金融（Finance）とインターネット技術（Technology）の融合がFinTechと称され、世界中に広がっていることを反映させたものです。

■Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当事業年度において、Non-GAAP営業利益にて調整される無形資産の償却費は8,322百万円（前事業年度比31.5%増）、株式報酬費用は6,088百万円（前事業年度比163.0%増）となりました。また、本社移転に伴う費用である4,171百万円とのれん及び無形資産等の減損等である38,883百万円を非経常的な項目としております。前事業年度における非経常的な項目3,053百万円は、海外子会社の引当金繰入額、のれん及び無形資産の減損、税法の改正等に伴う引当金取崩額の合計額です。

■当期の経営成績（IFRSベース）

当社グループにおける売上収益は713,555百万円（前事業年度比19.2%増）、営業利益は非経常的な項目等の影響により94,689百万円（前事業年度比11.0%減）、当期利益（親会社の所有者帰属）は44,436百万円（前事業年度比37.1%減）となりました。

(単位：百万円)

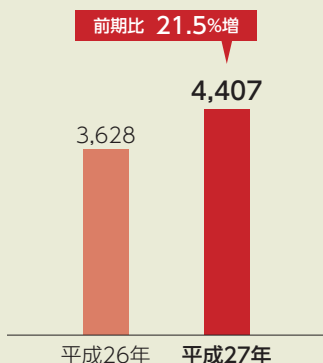
	前事業年度（第18期） （自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）	当事業年度（第19期） （自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）	増減額	増減率
売上収益	598,565	713,555	114,990	19.2%
Non-GAAP営業利益	118,092	152,153	34,061	28.8%
無形資産償却費	△6,327	△8,322	△1,995	31.5%
株式報酬費用	△2,315	△6,088	△3,773	163.0%
非経常的な項目	△3,053	△43,054	△40,001	1,310.2%
IFRS営業利益	106,397	94,689	△11,708	△11.0%
当期利益（親会社の所有者帰属）	70,614	44,436	△26,178	△37.1%

■ **セグメントの概況** 各セグメントにおける業績は次のとおりであります。

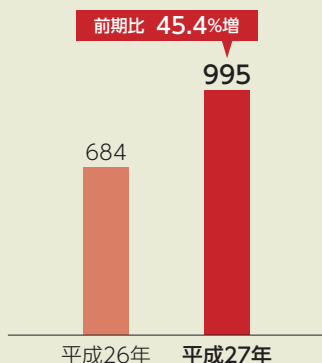


インターネットサービス

セグメント売上収益 (単位: 億円)



セグメント利益 (単位: 億円)



売上高構成比
(調整額は除く)

57.4%

事業内容

- 楽天市場
- 楽天トラベル
- 海外EC
- 電子書籍サービス
- その他国内外インターネットサービス

当事業年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの国内ECにおいて、楽天経済圏のオープン化戦略、スマートデバイス向けサービスの強化、ビッグデータを活用したマーケティング、ユーザー満足度の向上施策、海外消費者向けサービスの強化等の各種施策を積極的に展開しました。こうした取組の結果、国内ECサービスの売上収益は、前事業年度比7.8%増と堅調に推移しました。旅行予約サービスにおいては、国内旅行、レンタカー、インバウンドサービス（外国語サイトからの予約サービス）等が好調でした。海外ECについては、平成26年10月に子会社化したEbates Inc.が業績の拡大に大きく貢献しております。また、コンテンツサービスの領域においては、将来の利益成長に向けた戦略投資を継続する一方、厳格な費用管理やOverDrive社の貢献により業績は改善基調にあります。また、楽天グループは、新しい技術や革新的なビジネスモデルを持つ企業に投資を進めており、それらの投資について株式評価益を計上しております。

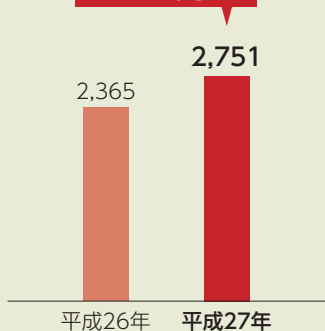
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は440,744百万円（前事業年度比21.5%増）となりました。セグメント利益は、将来成長分野への先行投資を継続しているものの、既存事業からの利益は順調に増加しており、99,508百万円となり、前事業年度比では45.4%増となりました。



FinTech (フィンテック)

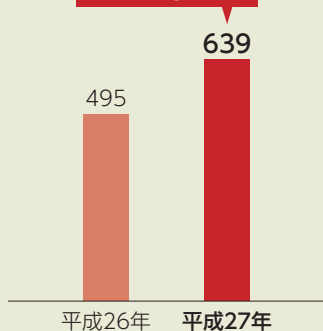
セグメント売上収益 (単位: 億円)

前期比 16.3%増



セグメント利益 (単位: 億円)

前期比 29.1%増



売上高構成比
(調整額は除く)

35.8%

事業内容

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命 など

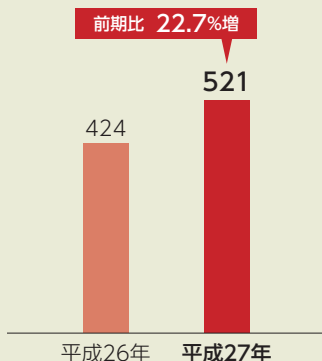
当事業年度のFinTechセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、『楽天カード』会員の増加に伴い、ショッピング取扱高が前事業年度比20.2%増となりました。また、リボ残高も順調に積み上がったことで手数料収入等が増加しております。売上収益の順調な成長に加え、会計方針の変更 (IFRS第15号の適用) もあり、大幅な利益成長を果たしました。銀行サービスにおいては、ローン残高の伸張に伴い貸出金利息収益が増加しており、加えて費用効率化が奏功し、利益拡大が継続しております。証券サービスにおいては、市況変動の影響があったものの国内株式売買代金が堅調に推移したほか、為替相場の変動に伴い外国為替証拠金の取引量が増加したこと等により、順調な利益成長が継続しました。

この結果、FinTechセグメントにおける売上収益は275,136百万円 (前事業年度16.3%増)、セグメント利益は63,899百万円 (前事業年度比29.1%増) となりました。

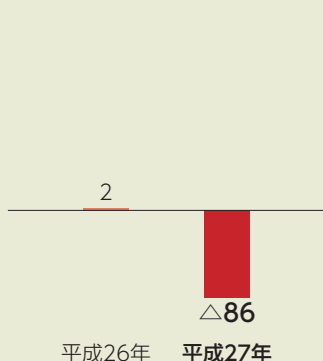


その他

セグメント売上収益 (単位: 億円)



セグメント損益 (単位: 億円)



売上高構成比
(調整額は除く)

6.8%

事業内容

- メッセージングおよび通信サービス
- プロスポーツ事業 など

当事業年度のその他セグメントは、MVNO（仮想移動体通信事業者）サービスである『楽天モバイル』においては、契約者数の増加を目的としたテレビ広告、実店舗での販売等積極的な販促活動が奏功し、売上収益の大幅な増加に貢献しております。平成26年3月に連結子会社化したVoIPサービスを提供するVIBER MEDIA LTD.においては、将来の成長に向けた戦略投資を継続しており、ユーザーID数は順調に推移しております。プロスポーツ関連においては、前事業年度における主力選手の移籍金収入が剥落しました。

この結果、その他セグメントにおける売上収益は52,092百万円（前事業年度比22.7%増）、セグメント損失は8,599百万円（前事業年度は191百万円の利益）となりました。

2. 財産及び損益の状況

区 分		第16期	第17期	第18期	第19期
		(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)	(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
売上収益	(百万円)	400,444	518,568	598,565	713,555
営業利益	(百万円)	50,055	90,244	106,397	94,689
Non-GAAP営業利益	(百万円)	—	—	118,092	152,153
税引前当期利益	(百万円)	49,106	88,610	104,245	91,987
当期利益	(百万円)	21,136	43,481	71,103	44,280
当期包括利益	(百万円)	31,574	67,881	123,822	51,116
基本的1株当たり当期利益	(円)	15.59	32.60	53.47	32.33
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	15.56	32.41	53.15	32.09
資産合計	(百万円)	2,287,634	3,209,808	3,680,695	4,269,953
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	235,942	300,063	421,562	662,044
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	179.48	227.70	318.74	464.80
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	104,687	1,485	111,860	78,245
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	67,440	30,584	△261,085	△224,078
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△56,820	75,252	189,512	221,831
ROE	(%)	9.2	16.0	19.6	8.2
1株当たり配当金	(円)	3.0	4.0	4.5	4.5

- (注) 1. 第17期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しておりますが、第16期もIFRSを適用した数値を記載しております。
2. 当社は平成24年7月1日をもって、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、(基本的)1株当たり当期利益、希薄化後1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり配当金を算定しております。
3. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。

3. 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は総額で54,662百万円であり、主としてソフトウェアの開発・取得等によるものであります。

4. 資金調達の状況

平成27年6月、当社は、国内及び海外における公募により合計99,606,500株の時価発行（払込金額1株につき1,826.92円）を行い、総額181,973百万円の資金を調達しました。

5. 企業再編等の状況

- (1) 平成27年11月に、当社は、当社の連結子会社であるケンコーコム株式会社の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定いたしました。なお、公開買付けは平成28年1月18日に終了しており、最終的に、当社はケンコーコム株式会社を当社の完全子会社とする予定です。
- (2) 平成27年4月に、当社の完全子会社であるRakuten USA, Inc.は、合併準備会社として設立した完全子会社とOverDrive Holdings, Inc.を合併させることにより、OverDrive Holdings, Inc.を完全子会社といたしました。

6. 対処すべき課題

今後も大きな発展が見込まれるインターネット業界において、事業環境の変化に対応し、長期にわたり持続的に成長可能な仕組みを構築することが当社グループの対処すべき課題です。また、事業の成長を通じてインターネット産業の発展と経済成長への貢献を目指します。

(1) 経営体制

当社グループの企業理念、価値観及び行動規範を定める「楽天主義」について、国内外の役職員に対し一層の浸透を図り、経営のスピードと品質を高めてまいります。また、リスク管理体制及び経営管理体制の強化、人材育成等を通じ、ガバナンスの強化に努めます。これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆様から信頼される企業ブランドの構築を目指します。

(2) 事業戦略

当社グループは、国内外において、楽天グループ会員を中心としたユーザーに対し様々なインターネットサービスを提供するビジネスモデル「楽天経済圏」を中核としております。この「楽天経済圏」において、国内外の会員がEC、デジタルコンテンツ、金融等の複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化及び顧客獲得コストの最小化等の相乗効果を目指します。また、事業の特性や市場環境などを踏まえ、事業ポートフォリオの観点より、中長期的な成長が見込まれる分野へ経営資源を集中してまいります。

①インターネットサービス

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいて、顧客満足度向上のための各種施策、楽天経済圏のオープン化戦略、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化に取り組むと共に、ビッグデータの活用等を通じて、新しい市場の創造を取引先と共に目指します。また、買収したEbates Inc.と共に、国内外で次世代型ECプラットフォームを構築し、世界のEC市場を牽引することを目指します。

②FinTech

クレジットカード、ネットバンキング、オンライン証券等の金融サービスの提供を通じ、楽天会員が複数のサービスを利用可能な「楽天経済圏」のビジネスモデルをより強固なものとすると共に、グループ内シナジー等を通じた同サービスの一層の進化及び成長を目指します。また、金融（Finance）とインターネット技術（Technology）の更なる融合を推進し、ユーザーに新しい価値を提供することを目指します。

③デジタルコンテンツサービス

電子書籍サービス、ビデオストリーミングサービス等の新しいデジタルコンテンツサービスを通じて、ユーザーに更なる価値を提供することを目指します。

④通信サービス

買収したVIBER MEDIA LTD.で展開するメッセージングアプリや、MVNO（仮想移動体通信事業者）等の通信サービスを通じて、「楽天経済圏」の会員基盤を拡大すると共に、ユーザーの利便性を更に向上することを目指します。

(3)技術開発

安定且つ効率的なオペレーションを実現するため、グローバルに統一化されたプラットフォームの構築を目指します。また、ビッグデータ等の解析基盤及び方法に関する研究開発を促進し、ユーザーに使いやすいシステムを構築してまいります。海外拠点も含めた開発体制の強化に努め、世界でもユニークな技術を有する会社になることを目指します。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営に対する格別のご理解と一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容

当社グループは、インターネットサービスと、FinTech（読み方：フィンテック／旧インターネット金融）という2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「FinTech」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う事業により構成されております。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。

「その他」セグメントは、メッセージング及び通信サービスの提供、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00%	インターネットバンキングサービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00%	オンライン証券取引サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	米国を中心としたECサイト『EBATES』の運営
楽天生命保険株式会社	2,500百万円	100.00%	生命保険事業の運営
楽天コミュニケーションズ株式会社	2,026百万円	100.00%	中継電話、IP加入電話サービス等の提供
Rakuten Kobo Inc.	858百万加ドル	100.00%	電子書籍サービスの提供
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
OverDrive Holdings, Inc.	1米ドル	100.00% (100.00%)	図書館向け電子書籍配信サービスの提供
VIBER MEDIA LTD.	71千米ドル	100.00% (100.00%)	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 楽天コミュニケーションズ株式会社については、平成27年12月1日付でフュージョン・コミュニケーションズ株式会社から名称変更しております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

9. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	福岡支社	福岡県福岡市
名古屋支社	愛知県名古屋市	さいたま支社	埼玉県さいたま市
札幌支社	北海道札幌市	広島支社	広島県広島市

(2) 子会社

名称	所在地
楽天カード株式会社	東京都世田谷区
楽天銀行株式会社	東京都世田谷区
楽天証券株式会社	東京都世田谷区
Ebates Inc.	アメリカ合衆国
楽天生命保険株式会社	東京都世田谷区
楽天コミュニケーションズ株式会社	東京都世田谷区
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
RAKUTEN MARKETING LLC	アメリカ合衆国
OverDrive Holdings, Inc.	アメリカ合衆国
VIBER MEDIA LTD.	キプロス共和国

10. 従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減
合計	12,981名	1,258名増

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	7,317名
FinTech	2,276名
その他	653名
全社（共通）	2,735名
合計	12,981名

(注) 全社（共通）は、主に開発部門及び管理部門の従業員数であります。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	179,423百万円
株式会社三井住友銀行	87,742
三井住友信託銀行株式会社	52,613

2 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数

1,430,373,900株（自己株式数6,008,788株を含む）

- (注) 1. 平成27年6月30日付で実施された公募増資により99,606,500株増加しております。
2. 当事業年度中における新株予約権の行使により2,164,000株増加しております。

2. 株主数

121,382名

3. 大株主（上位10名）

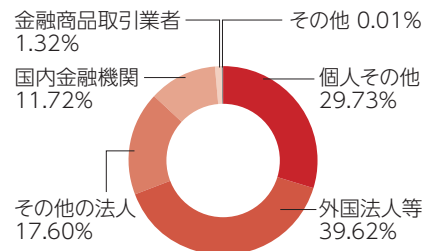
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社クリムゾングループ	226,419,000	15.90
三木谷 浩史	176,155,800	12.37
三木谷 晴子	132,625,000	9.31
JP MORGAN CHASE BANK 380055	52,865,384	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	42,103,100	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	30,517,300	2.14
MELLONBANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	21,077,071	1.48
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	20,662,000	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385164	19,991,600	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	19,625,675	1.38

(注) 持株比率は、自己株式（6,008,788株）を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

所有者別株式分布状況



※自己株式は、「個人その他」に含めております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第6回新株予約権 (平成18年 4月20日決議)	19,347個	普通株式 1,934,700株	無償	1,002円	平成22年3月31日 ～平成28年3月29日
第7回新株予約権 (平成18年12月14日決議)	3,597個	普通株式 359,700株	無償	555円	平成22年3月31日 ～平成28年3月29日
第8回新株予約権 (平成21年 1月17日決議)	14,076個	普通株式 1,407,600株	無償	559円	平成24年3月28日 ～平成30年3月26日
第9回新株予約権 (平成22年 2月12日決議)	6,714個	普通株式 671,400株	無償	701円	平成25年3月28日 ～平成31年3月26日
第17回新株予約権 (平成25年 2月20日決議)	5,049個	普通株式 504,900株	無償	0.01円	平成28年3月30日 ～平成34年3月28日
第22回新株予約権 (平成26年 2月20日決議)	3,876個	普通株式 387,600株	無償	0.01円	平成29年3月29日 ～平成35年3月27日
第36回新株予約権 (平成27年 2月20日決議)	6,771個	普通株式 677,100株	無償	0.01円	平成30年3月29日 ～平成36年3月27日

- (注) 1. 上記新株予約権等の数、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額（1株当たり）は、平成24年7月1日付で実施された株式分割（1：100）後の数値を記載しております。
2. 上記新株予約権等の行使価額（1株当たり）は、平成27年6月30日付で実施された公募増資後の数値を記載しております。
3. 第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
4. 第17回新株予約権、第22回新株予約権及び第36回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2)当社従業員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第6回新株予約権	536個	3人
	第7回新株予約権	502個	3人
	第8回新株予約権	1,612個	4人
	第9回新株予約権	530個	4人
	第17回新株予約権	1,858個	10人
	第22回新株予約権	1,222個	10人
	第36回新株予約権	1,704個	9人
社外取締役	第6回新株予約権	200個	1人
	第7回新株予約権	50個	1人
	第8回新株予約権	140個	2人
	第9回新株予約権	60個	2人
	第17回新株予約権	75個	5人
	第22回新株予約権	65個	5人
	第36回新株予約権	60個	5人
監査役	第8回新株予約権	70個	1人
	第9回新株予約権	30個	1人
	第17回新株予約権	45個	3人
	第22回新株予約権	39個	3人
	第36回新株予約権	36個	3人

- (注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっております。
 2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

(1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1個当たり)	権利行使期間
第33回新株予約権 (平成27年 1 月24日決議)	8,731個	普通株式 873,100株	無償	1円	平成30年3月29日 ～平成36年3月27日
第34回新株予約権 (平成27年 2 月20日決議)	1,656個	普通株式 165,600株	無償	1円	平成30年3月29日 ～平成36年3月27日
第35回新株予約権 (平成27年 2 月20日決議)	497個	普通株式 49,700株	無償	1円	平成30年3月29日 ～平成36年3月27日
第36回新株予約権 (平成27年 2 月20日決議)	6,771個	普通株式 677,100株	無償	1円	平成30年3月29日 ～平成36年3月27日
第37回新株予約権 (平成27年 5 月21日決議)	3,458個	普通株式 345,800株	無償	1円	平成28年6月1日 ～平成37年5月30日
第38回新株予約権 (平成27年 6 月24日決議)	1,022個	普通株式 102,200株	無償	1円	平成28年7月1日 ～平成37年7月1日
第39回新株予約権 (平成27年 7 月18日決議)	16,380個	普通株式 1,638,000株	無償	1円	平成28年8月1日 ～平成37年8月1日
第40回新株予約権 (平成27年 7 月18日決議)	8個	普通株式 800株	無償	1円	平成31年3月28日 ～平成37年3月26日
第41回新株予約権 (平成27年 8 月20日決議)	718個	普通株式 71,800株	無償	1円	平成28年10月1日 ～平成37年10月1日
第42回新株予約権 (平成27年10月17日決議)	6,781個	普通株式 678,100株	無償	1円	平成28年11月1日 ～平成37年10月31日
第43回新株予約権 (平成27年10月17日決議)	1,020個	普通株式 102,000株	無償	1円	平成28年11月1日 ～平成37年10月31日

- (注) 1. 上記新株予約権等の行使価額(1株当たり)は、平成27年6月30日付で実施された公募増資後の数値を記載しております。
 2. 第33回新株予約権、第34回新株予約権、第35回新株予約権、第36回新株予約権及び第40回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
3. 第37回新株予約権、第38回新株予約権、第39回新株予約権、第41回新株予約権、第42回新株予約権及び第43回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(2)当社従業員、当社子会社の役員及び従業員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数	
当社従業員 (当社役員を除く)	第33回新株予約権	6,309個	630,900株	3,916名	
	第34回新株予約権	0個	0株	0名	
	第35回新株予約権	0個	0株	0名	
	第36回新株予約権	3,607個	360,700株	50名	
	第37回新株予約権	0個	0株	0名	
	第38回新株予約権	0個	0株	0名	
	第39回新株予約権	6,501個	650,100株	4,050名	
	第40回新株予約権	0個	0株	0名	
	第41回新株予約権	0個	0株	0名	
	第42回新株予約権	0個	0株	0名	
	第43回新株予約権	0個	0株	0名	
	当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第33回新株予約権	2,422個	242,200株	1,308名
		第34回新株予約権	1,656個	165,600株	1名
第35回新株予約権		497個	49,700株	1名	
第36回新株予約権		88個	8,800株	3名	
第37回新株予約権		3,458個	345,800株	7名	
第38回新株予約権		1,022個	102,200株	17名	
第39回新株予約権		9,879個	987,900株	1,953名	
第40回新株予約権		8個	800株	2名	
第41回新株予約権		718個	71,800株	2名	
第42回新株予約権		6,781個	678,100株	352名	
第43回新株予約権		1,020個	102,000株	32名	

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年12月31日時点)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	みき たに ひろ し 三木谷 浩史	最高執行役員 楽天市場事業、Ebates事業、Slice事業担当役員 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、合同会社クリムゾングループ代表社員、株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締役会長、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、一般社団法人新経済連盟代表理事
代表取締役副社長	しま だ とおる 島田 亨	副社長執行役員 グローバルデジタルコンテンツ・コミュニケーション事業室、ブックス事業、ショウタイム事業、チケット事業、グローバルマーケティング部、グループマーケティング部、コーポレートコミュニケーション部、編成部担当役員
代表取締役副社長	ひら い やす ふみ 平井 康文	副社長執行役員 最高情報責任者、DU、コーポレート情報技術部、楽天モバイル事業、電話事業、エンタープライズ・パフォーマンス管理部担当役員 楽天コミュニケーションズ株式会社代表取締役会長
代表取締役副社長	ほ さか まさ ゆき 穂坂 雅之	副社長執行役員 楽天カード事業、銀行事業、証券事業、保険代理店事業、生命保険事業、Edy事業、スマートペイ事業、ポイントパートナー事業、金融業務室担当役員 楽天カード株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	やま だ よし ひさ 山田 善久	副社長執行役員 最高財務責任者、財務部、経理部、事業開発部、事業統括部担当役員
取締役	こ ばやし まさ ただ 小林 正忠	常務執行役員 Asia RHQ担当役員
取締役	すぎ はら あき お 杉原 章郎	常務執行役員 グローバル人事部、総務部、CSR部、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部、法務部、コーポレート部門統括部担当役員
取締役	たけ だ かず のり 武田 和徳	常務執行役員 トラベル事業、ゴルフ事業、ドリーム事業担当役員

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	ひやくの けん たろう 百野 研太郎	常務執行役員 最高戦略責任者、総合企画部、渉外室、ケンコーコム事業、楽天24事業、楽天マート事業担当役員
取締役	やす たけ ひろ あき 安武 弘晃	常務執行役員
取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	RAKUTEN MARKETING LLC Manager
取締役 社外	くさ の こう いち 草野 耕一	西村あさひ法律事務所代表パートナー弁護士、株式会社小糸製作所社外監査役、慶應義塾大学法科大学院教授
取締役 社外 独立役員	く た ら ぎ けん 久多良木 健	株式会社ノジマ社外取締役、株式会社マーベラス社外取締役
取締役 社外 独立役員	ふきの ひろ し 吹野 博志	株式会社吹野コンサルティング代表取締役社長
取締役 社外 独立役員	むら い じゅん 村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授・学部長、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役
取締役 社外	ヤン ミ ムーン Youngme Moon	Avid Technology, Inc. Director、ハーバード大学経営大学院 Senior Associate Dean of Strategy and Innovation, Donald K. David Professor.
監査役（常勤） 社外	せの お よし あき 妹尾 良昭	楽天銀行株式会社社外監査役、楽天オークション株式会社社外監査役
監査役 社外	ひら た たけ お 平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、日本スポーツ産業学会理事長、内閣官房参与
監査役 社外	やま ぐち かつ ゆき 山口 勝之	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役

- (注) 1. 平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会において、平井康文、Youngme Moonの両氏は取締役役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 Joshua G. James氏は、平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 代表取締役 三木谷浩史氏は、平成27年3月1日付でアメリカRHQ担当役員を退任し、同年5月1日付でスポーツ文化事業担当役員を退任しております。また、同氏は、平成27年6月5日付でRakuten Kobo Inc.のDirector (Chairman)を辞任しております。

4. 代表取締役 島田亨氏は、平成27年2月1日付でブックス事業、ショウタイム事業、チケット事業、グローバルマーケティング部、グループマーケティング部、コーポレートコミュニケーション部及び編成部の担当役員に就任し、同年3月1日付で楽天マーケティング事業及び楽天マーケティングジャパン事業の担当役員を退任し、同年12月1日付で楽天リサーチ事業の担当役員を退任しております。
5. 代表取締役 平井康文氏は、当社取締役就任前の平成27年2月1日付で当社の副社長執行役員に就任し、同年2月1日付で楽天モバイル事業推進室の担当役員に就任し、同年3月1日付で電話事業の担当役員に就任しました。同氏は、平成27年3月27日付で当社の代表取締役副社長に就任し、同年4月1日付でコーポレート情報技術部の担当役員に就任し、同年10月15日付でDU及びエンタープライズ・パフォーマンス管理部の担当役員に就任しております。なお、楽天モバイル事業推進室は、同年4月1日付で楽天モバイル事業に組織名称を変更しており、コーポレート情報技術部及びエンタープライズ・パフォーマンス管理部は、平成28年1月1日付で組織改編に伴いDUに統合しております。また、同氏は、平成27年6月30日付でフュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）の代表取締役会長に就任しております。
6. 取締役 杉原章郎氏は、平成27年9月1日付で総務部の担当役員に就任しております。
7. 取締役 百野研太郎氏は、平成27年4月1日付でケンコーコム事業、楽天24事業、楽天マート事業の担当役員に就任しております。
8. 取締役 草野耕一、久寿良木健、吹野博志、村井純、Youngme Moonの5氏は、社外取締役であります。
9. 監査役 妹尾良昭、平田竹男、山口勝之の3氏は、社外監査役であります。
10. 取締役 草野耕一氏は、西村あさひ法律事務所の代表パートナー弁護士、監査役 山口勝之氏は同所のパートナー弁護士であり、同所と当社とは役務提供等の取引関係があります。同所と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
11. 取締役 草野耕一氏は、慶應義塾大学法科大学院教授、取締役 村井純氏は同大学環境情報学部長・教授であり、同大学と当社とは役務提供等の取引関係があります。同大学と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
12. 取締役 村井純氏は、株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。同社と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
13. 監査役 妹尾良昭氏は、当社の完全子会社である楽天銀行株式会社の社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。また、同氏は、当社が株式の60%を保有する楽天オークション株式会社の社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。楽天銀行株式会社及び楽天オークション株式会社と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
14. 監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の理事長であり、同学会と当社とは役務提供等の取引関係があります。同学会と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
15. 監査役 山口勝之氏は、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、同社と当社とは役務提供等の取引関係があります。同社と当社の平成27年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。
16. 当社は、久寿良木健、吹野博志及び村井純の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
17. 取締役 安武弘晃氏は、平成28年1月10日付で当社取締役を辞任いたしました。なお、同氏は、辞任前の平成27年7月1日付でDUの担当役員を退任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役といずれも当該責任限定契約を締結しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	17名	604百万円
監査役	3名	45百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年3月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
 2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
 3. 上記の金額には、社外役員（取締役6名及び監査役3名）の報酬等の総額120百万円が含まれております。
 4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役15名に対して205百万円、監査役3名に対して5百万円であります。これらのうち、社外役員（取締役5名及び監査役3名）に係る費用計上額は13百万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりであります。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	くさの こういち 草野 耕一	平成27年度の取締役会20回のうち18回に出席し、主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	くたらぎ けん 久多良木 健	平成27年度の取締役会20回のうち19回に出席し、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ふきの ひろし 吹野 博志	平成27年度の取締役会20回のうち20回全てに出席し、主に経営コンサルタントとしての専門知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	むらい じゅん 村井 純	平成27年度の取締役会20回のうち16回に出席し、主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ヤン ミ ム ーン Youngme Moon	当社取締役就任後の平成27年度の取締役会15回のうち13回に出席し、主に経営学に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外監査役	せのお よしあき 妹尾 良昭	平成27年度の取締役会20回のうち20回全てに出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ひらた たけお 平田 竹男	平成27年度の取締役会20回のうち16回に出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	やまぐち かつゆき 山口 勝之	平成27年度の取締役会20回のうち19回に出席し、また監査役会9回のうち9回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
98百万円
- (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
308百万円

(注) 1. 当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、主に新株式発行に伴うコンフォートレターの作成業務を委託し、その対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

- (1) 処分対象
新日本有限責任監査法人
- (2) 処分内容
3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
業務改善命令（業務管理体制の改善）
- (3) 処分理由
 - ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
 - ・運営が著しく不当と認められたため。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

楽天株式会社は、「楽天グループ企業倫理憲章」を定め、楽天グループ（楽天株式会社及びその子会社をいいます。）全体として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

楽天グループの取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部による業務監査を実施するとともに、グループコンプライアンス委員会により、グループ横断的にコンプライアンスに対する取り組みを進め、適正な職務執行を徹底いたします。

また、社外取締役及び社外監査役による取締役の職務執行に対する監督及び監査を徹底し、これらに弁護士を起用することにより、専門的・客観的な観点から法令・定款への適合性の検証を行います。

さらに、楽天グループの役員・使用人に対して楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、楽天グループの役員・使用人が法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・通報を行うことのできる窓口を設置し、相談者・通報者の不利益な取扱いを禁止する内部通報システムを適切に整備します。また、広く社外からの情報を入手する体制についても、整備いたします。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

楽天株式会社における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「グループ文書管理規程」、「グループ稟議申請規程」等の規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、楽天グループ各社の規程、細則及び事務マニュアルに基づきそれぞれの担当部署で適切に対処いたします。

情報管理に伴うリスクについては、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部を中心に、楽天グループ全体としてリスク管理を徹底するとともに、当該リスクの極小化を図ります。なお、楽天グループの主要な事業においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得しています。

事業に伴うリスクについては、楽天グループにおける事業投資案件につき楽天株式会社投融資委員会の審議を必要とし、さらに一定額以上の案件につき楽天株式会社取締役会の承認決議を必要とすることによって、楽天グループの取締役の職務執行から生じるリスクを適切に管理いたします。また、各事業において事業遂行に係るリスクの管理を徹底するとともに、緊急報告体制の強化やアセスメントの実施等を通じてグループ横断的なリスク情報の集約を図ってまいります。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

楽天グループの取締役の職務執行に関しては、「グループ取締役規程」、「グループ組織規程」等の規程に基づき適切かつ効率的な意思決定体制を構築いたします。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っております。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された執行役員がその管掌業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しております。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 楽天株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

楽天株式会社は、一体的なグループ経営を実現するため、理念、グループガバナンス、会社経営、リスクマネジメント、コンプライアンス等に関する楽天グループ統一の規程である楽天グループ規程を定め、子会社の重要な業務執行については「グループガバナンス規程」に基づき、楽天株式会社による決裁及び楽天株式会社への報告制度を構築するなど、楽天グループ全体として、子会社の独立性を確保しつつ、必要な体制を構築しこれを遵守します。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部において、各子会社の内部監査部門との連携を強化し、楽天グループ全体で業務監査を実施することにより業務の適正を確保してまいります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役は、監査役室に所属する使用人に必要な事項を指示することができるものとします。また、当該使用人が監査役の補助業務にあたる際には、取締役の指揮命令を受けないものとする事で指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

楽天グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。楽天株式会社は、監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

また、楽天株式会社は、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ① 副社長全員及び主要事業部の担当役員の合計7名の委員で構成されるグループコンプライアンス委員会を年間5回開催し、各事業部における研修の実施状況、法令及び社内規程の遵守状況、並びに内部通報の状況などの重点確認事項に関して担当部署から報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議いたしました。
- ② 平成18年5月に楽天グループ企業倫理憲章を制定し、その精神を徹底するために従業員への教育活動を継続的に実施しております。海外拠点の従業員への研修、新入社員を対象とした研修、企業倫理をテーマとした全社規模の朝会、イーラーニングを利用した従業員向けの企業倫理及び主要社内ルールの教育及び宣誓、並びに経営陣を対象としたコンプライアンス及び社内規程等を遵守する旨の宣誓等を実施いたしました。
- ③ 当社は、公益通報者保護法に基づいた「グループ社内通報規程」を制定し、当社のみならず当社の子会社についても順次適用をしております。当社及び当社の子会社の内部通報の状況は、グループコンプライアンス委員会及び当社監査役に報告しております。

(2) リスク管理体制について

- ① 楽天グループにおける新規投資案件の審議のため、楽天株式会社投融資委員会を月次で開催するとともに、一定額を超える重要案件については楽天株式会社取締役会での決議を行いました。

(3) 財務報告の体制について

- ① 当社においては、会計監査人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施し、主要な子会社においても会計監査を行っております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しております。また、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて適切な会計処理の実施及び連結財務諸表等の作成を行っております。会社情報の適時開示については、これに関するグループ規程を定め、グループ各社に周知徹底させることにより、迅速かつ適切な運営に努めております。
- ② 財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠し、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を取締役会及び担当役員等に報告しております。

(4) 監査役の監査の実効性を確保する体制について

- ① 当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置するなど、監査役への報告及び情報提供体制を強化し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主価値の最大化を念頭に、資本コストを上回るリターンを投資家に提供することを目指し、連結純資産利益率（ROE）の中長期的な維持・向上を意識した経営判断を行っております。また、当社は、株主還元については、中長期的な成長へ向けた投資資金・財務基盤の安定化のための内部留保の充実等を勘案しつつ、利益を還元することを基本方針としており、安定的に1株当たり配当額を増加または維持しております。必要となる株主資本の水準につきましては、以下の考え方を基本としております。

- ・ 拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・ 事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・ 金融事業を行っていく上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき、平成28年2月12日開催の取締役会において、1株当たり4.5円（前事業年度は、1株当たり4.5円。）の配当を決議しております。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会であり、当社の剰余金配当については、期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については経営環境等の状況を勘案の上、機動的に判断してまいります。

（参考）1株当たり配当金（株式分割調整後）の推移

	第16期 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	第17期 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)	第18期 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	第19期 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり配当金(円)	3.00	4.00	4.50	4.50

（注）当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

（注）本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
現金及び現金同等物	501,029
売上債権	104,011
証券事業の金融資産	1,109,299
カード事業の貸付金	833,820
銀行事業の有価証券	257,769
銀行事業の貸付金	444,044
保険事業の有価証券	15,308
デリバティブ資産	21,312
有価証券	151,237
その他の金融資産	161,640
持分法で会計処理されている投資	16,912
有形固定資産	48,442
無形資産	514,752
繰延税金資産	28,252
その他の資産	62,126
資産合計	4,269,953

負債の部	
科目	金額
仕入債務	162,606
銀行事業の預金	1,366,784
証券事業の金融負債	987,244
デリバティブ負債	10,623
社債及び借入金	649,195
その他の金融負債	268,448
未払法人所得税等	24,718
引当金	54,129
保険事業の保険契約準備金	21,635
繰延税金負債	20,417
その他の負債	40,141
負債合計	3,605,940
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	662,044
資本金	203,588
資本剰余金	208,677
利益剰余金	176,834
自己株式	△3,627
その他の資本の構成要素	76,572
非支配持分	1,969
資本合計	664,013
負債及び資本合計	4,269,953

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	713,555
営業費用	601,001
その他の収益	26,991
その他の費用	6,721
減損損失	38,135
営業利益	94,689
金融収益	108
金融費用	3,796
持分法による投資利益	986
税引前当期利益	91,987
法人所得税費用	47,707
当期利益	44,280
当期利益の帰属	
親会社の所有者	44,436
非支配持分	△156
当期利益	44,280

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
					在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の 資本の 構成要素 合計			
平成27年1月1日現在	111,602	118,528	124,796	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	421,562	6,524	428,086
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	13,244	—	—	—	—	—	13,244	103	13,347
会計方針の変更を 反映した当期首残高	111,602	118,528	138,040	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	434,806	6,627	441,433
当期包括利益											
当期利益	—	—	44,436	—	—	—	—	—	44,436	△156	44,280
税引後その他の包括利益	—	—	—	—	△10,877	17,668	36	6,827	6,827	9	6,836
当期包括利益合計	—	—	44,436	—	△10,877	17,668	36	6,827	51,263	△147	51,116
所有者との取引額											
所有者による拠出 及び所有者への分配											
新株の発行	91,986	91,986	—	—	—	—	—	—	183,972	—	183,972
新株の発行に係る 直接発行費用	—	△781	—	—	—	—	—	—	△781	—	△781
剰余金の配当	—	—	△5,952	—	—	—	—	—	△5,952	—	△5,952
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	540	—	—	△540	—	△540	—	—	—
その他	—	3,900	△230	22	—	—	—	—	3,692	—	3,692
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	91,986	95,105	△5,642	22	—	△540	—	△540	180,931	—	180,931
子会社に対する 所有持分の変動額											
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	20
非支配持分の取得及び処分	—	△4,955	—	—	—	—	—	—	△4,955	△1,701	△6,656
その他	—	△1	—	—	—	—	—	—	△1	△2,830	△2,831
子会社に対する所有 持分の変動額合計	—	△4,956	—	—	—	—	—	—	△4,956	△4,511	△9,467
所有者との取引額合計	91,986	90,149	△5,642	22	—	△540	—	△540	175,975	△4,511	171,464
平成27年12月31日現在	203,588	208,677	176,834	△3,627	40,477	36,581	△486	76,572	662,044	1,969	664,013

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	201,264
現金及び預金	65,179
売掛金	70,369
商品	6,602
貯蔵品	266
前払費用	3,110
未収入金	27,050
関係会社短期貸付金	9,631
繰延税金資産	20,668
その他	3,369
貸倒引当金	△4,983
固定資産	849,270
有形固定資産	16,624
建物	7,649
機械装置及び運搬具	307
工具、器具及び備品	7,364
建設仮勘定	1,113
その他	189
無形固定資産	32,932
のれん	3,391
特許権	2,321
商標権	76
ソフトウエア	23,327
ソフトウエア仮勘定	3,698
その他	116
投資その他の資産	799,712
投資有価証券	3,580
関係会社株式	776,803
関係会社出資金	581
関係会社債	4,000
関係会社長期貸付金	6,883
破産更生債権等	2,121
長期前払費用	407
敷金及び保証金	4,330
繰延税金資産	2,710
貸倒引当金	△1,707
資産合計	1,050,534

負債の部	
科目	金額
流動負債	214,046
買掛金	8,459
短期借入金	38,120
未払金	36,322
未払費用	20,142
未払法人税等	13,465
前受金	6,805
預り金	39,158
ポイント引当金	48,696
賞与引当金	2,017
役員賞与引当金	23
仮受金	490
その他	344
固定負債	268,691
社債	30,000
長期借入金	235,565
資産除去債務	2,842
その他	283
負債合計	482,737
純資産の部	
株主資本	559,709
資本金	203,587
資本剰余金	212,396
資本準備金	171,124
その他資本剰余金	41,271
利益剰余金	147,352
その他利益剰余金	147,352
繰越利益剰余金	147,352
自己株式	△3,627
評価・換算差額等	934
その他有価証券評価差額金	934
新株予約権	7,153
純資産合計	567,796
負債純資産合計	1,050,534

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		268,214
売上原価		43,820
売上総利益		224,394
販売費及び一般管理費		145,606
営業利益		78,787
営業外収益		
受取利息	122	
受取配当金	3,688	
その他	150	3,961
営業外費用		
支払利息	2,342	
為替差損	102	
株式交付費	1,212	
支払手数料	1,461	
その他	282	5,402
経常利益		77,346
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	42	
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	494	
関係会社株式売却益	2,441	
その他	22	3,009
特別損失		
固定資産除却損	660	
減損損失	1,763	
関係会社株式評価損	62,328	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,277	
事務所移転費用	1,162	
事業再編損	79	
その他	837	68,110
税引前当期純利益		12,246
法人税、住民税及び事業税	28,173	
法人税等調整額	△2,372	25,800
当期純損失		13,553

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	111,601	79,138	41,271	120,410	166,857	166,857	△3,625	395,244	83	83	3,299	398,626
当期変動額												
新株の発行	91,985	91,985		91,985				183,971				183,971
剰余金の配当					△5,951	△5,951		△5,951				△5,951
当期純損失					△13,553	△13,553		△13,553				△13,553
自己株式の取得							△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									851	851	3,854	4,705
当期変動額合計	91,985	91,985	-	91,985	△19,505	△19,505	△1	164,465	851	851	3,854	169,170
当期末残高	203,587	171,124	41,271	212,396	147,352	147,352	△3,627	559,709	934	934	7,153	567,796

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

楽天株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧澤 徳也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 裕志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 健治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

楽天株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧澤 徳也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 裕志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 健治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

楽天株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	妹 尾 良 昭 ㊞
監 査 役	平 田 竹 男 ㊞
監 査 役	山 口 勝 之 ㊞

(注) 監査役 妹尾 良昭・監査役 平田 竹男 及び監査役 山口 勝之は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社グループのサービスをより多くの方にご理解いただく機会を提供することを目的として、株主優待制度を導入しています。
この機会に是非、楽天グループのサービスをご利用ください。

第19期 ご優待内容

- ① 楽天市場 200円クーポン 4枚
- ② 楽天トラベル 国内宿泊 1,500円クーポン、国内ツアー 6,000円クーポン 各1枚

申込み期間(①、②共通)：3月11日～6月10日

クーポンの発行時期、利用期限(①、②共通)：

申込み時期	発行時期	利用期限
3月11日～4月10日	5月5日頃	7月31日頃
4月11日～5月10日	6月5日頃	8月31日頃
5月11日～6月10日	7月5日頃	9月30日頃

※お申込・ご利用にあたり、楽天会員の登録(無料)が必要です。

RaCoupon

楽天グループのクーポンサービス
[RaCoupon(ラ・クーポン)]

- ③ 楽天Kobo 対象期間中のコンテンツ購入に対しポイント+2%付与

申込み期間：3月11日～6月10日

対象期間：7月1日～12月31日

※対象期間中の毎月10万円までの電子書籍コンテンツ購入に対し、購入金額の2%の楽天スーパーポイントを追加付与いたします。

※楽天Koboの電子書籍は、専用端末以外にもお手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンに無料アプリをダウンロードしていただくだけで、お好きな本(小説、コミックなど)をすぐにお楽しみいただけます。

※お申込・ご利用にあたり、楽天会員の登録(無料)が必要です。



- ④ 楽天イーグルス 限定グッズを抽選で6名様にプレゼント

申込み期間：3月11日～6月10日

抽選・賞品発送時期：6月中

※当選者には、株主名簿管理人に登録されているご住所へ賞品を郵送いたします。

※グッズの選択はお受けいたしかねます。



⑤ 楽天イーグルス 一軍公式戦観戦チケットを優待価格にてご提供

購入可能期間：3月11日～2016シーズン中

購入可能枚数：1試合につき8枚まで

対象試合：2016シーズン中の楽天イーグルスが主催する一軍公式戦

対象チケット：一般販売のチケット

※ボックス系席種、お得な特典付席種等、一般席種以外のチケット、子供チケット、クライマックスシリーズ、日本シリーズのチケットは割引対象外となります。

※座席数には限りがあり、満席の場合にはご購入できません。



⑥ ヴィッセル神戸 限定グッズを抽選で6名様にプレゼント

申込み期間：3月11日～6月10日

抽選・賞品発送時期：6月中

※当選者には、株主名簿管理人に登録されているご住所へ賞品を郵送いたします。

※グッズの選択はお受けいたしかねます。



⑦ ヴィッセル神戸 公式戦観戦チケットを優待価格にてご提供

購入可能期間：3月11日～2016シーズン中

購入可能枚数：1試合につき8枚まで

対象試合：ノエビアスタジアム神戸、神戸ユニバー記念競技場で開催する2016シーズン中のリーグ戦及びリーグカップ予選のホームゲーム、アジア・チャンピオンズリーグ(ACL)出場時はリーグカップ予選に代わってACLグループステージ(3試合)

対象チケット：一般販売のチケット

※リーグカップ決勝トーナメント、Jリーグチャンピオンシップ、天皇杯は割引対象外となります。

※座席数には限りがあり、満席の場合にはご購入できません。



⑧ 楽天証券 楽天証券口座にて当社株式を保有する株主様限定 当社株式購入手数料30%ポイント還元、マーケットスピード利用料1年間無料

対象株主：権利付最終日(平成27年12月25日)時点で楽天証券口座にて100株(1単位)以上の当社株式を保有している株主様

対象期間：平成27年12月28日～平成28年12月27日

ポイント還元 対象取引：当社株式 現物買付取引

※本優待の対象株主様は自動的に適用となり、お申込み手続き等は特に不要です。

※ 各ご優待の詳細条件等は、「株主様ご優待 専用サイト」をご確認ください。(URL <http://r10.to/kabu>)

申込み方法

STEP
1

ID・パスワード通知書のご準備

お手元に、本招集ご通知と同封の「第19期 楽天株式会社 株主様ご優待 専用サイトのご案内 および ID・パスワードのご通知」をご準備ください。

①～⑦のご優待お申込みの際に必要となります。

なお、**⑧楽天証券**のご優待は、対象の株主様は自動的に適用となり、お申込み手続き等は特に不要です。



※画像はイメージです。株主様それぞれにID・パスワードをご通知しています。

STEP
2

「株主様ご優待 専用サイト」にアクセス

パソコン、タブレット、スマートフォン等から、インターネットで「株主様ご優待 専用サイト」へアクセスしてください。以下のURLをウェブブラウザのアドレスバーに入力することでアクセスできます。

専用サイトURL

<http://r10.to/kabu>

STEP
3

「株主様ご優待 専用サイト」にログインし、お申込み

ID・パスワード通知書に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。

ログイン後、画面の案内にしたがって各ご優待のお申込みを行ってください。

⑤楽天イーグルス 一軍公式戦観戦チケット

⑦ヴィッセル神戸 公式戦観戦チケット

上記ご優待は、「株主様ご優待 専用サイト」よりイーグルスチケット、ヴィッセルチケットの株主様専用サイトにそれぞれ移動し、画面の案内にしたがってお申込みを行ってください。

お申込みの際、ID・パスワード通知書に記載のID・パスワードでログインする必要があります。



※専用サイトログインページのイメージです。

よくあるご質問

Q どのような株主が優待を受けられますか？

- A 毎年12月末時点の株主名簿に記載された100株(1単元)以上の当社株式を保有する株主様が対象です。12月末時点の株主名簿に記載されるためには、権利付最終日(第19期の場合は平成27年12月25日)の取引終了時に当社株式を保有している必要があります。
- なお、**⑧楽天証券**のご優待は、権利付最終日に楽天証券口座にて当社株式を保有する株主様が対象です。

Q 8種類の優待すべて受けられますか？

- A はい。対象となる株主様は、**①～⑧**のすべての優待をご利用いただけます。

Q 複数単元の株式を保有している場合は、単元数の分だけ優待が受けられますか？

- A いいえ。当社の株主優待制度は、株主の皆様当社グループサービスのご理解を深めていただくことを目的としているため、対象の株主皆様に一律の内容でご提供しています。

Q ID・パスワード通知書を紛失してしまいました。

- A 対象となる株主様には、本招集ご通知に同封して平成28年3月11日付でID・パスワード通知書を発送しております。紛失された場合は、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。
- 三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ **0120-782-031** 9時～17時 土日祝除く

ご優待に関するお問い合わせ

ご優待の内容、お申込み方法に関してご不明な場合、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行 証券代行部 株主優待 専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主優待 専用ダイヤル ☎ **0120-635-203** 9時～17時 土日祝除く

受付期間：平成28年3月14日～平成28年6月30日

※株主様専用となります。
受付期間外は、「株主様ご優待 専用サイト」よりお問い合わせください。

楽天のCSR

人々と社会をエンパワーする企業グループを目指して

楽天のCSRは、企業理念「Empowerment」のもと、さまざまなステークホルダーと連携し、事業を通じて、楽天らしく、社会の課題に応える活動を実践しています。

関わりのある方々と持続的な“エンパワーメント”を実践

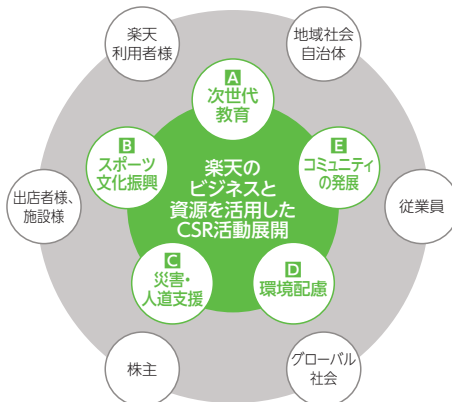
楽天が、楽天らしく、課題に向き合うための重点項目として、5つのイニシアチブを掲げております。このイニシアチブをお客様、楽天市場の店舗様、楽天トラベルの施設様といった取引先様、教育機関、行政および地方自治体など、関わりのある全ての方々と連携することにより社会課題に対する本質的な解決を目指しております。



楽天IT学校 **A/E**



楽天いどうとしょかん **A/E**



楽天サンタプロジェクト **A**



楽天の森 **D**

具体的な取り組みの詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。 >>> <http://corp.rakuten.co.jp/csr/>

Diversity × 一致団結 = 人々と社会を“エンパワーメント”

楽天グループは、従業員一人一人の個性や能力を活かし、人々と社会をエンパワーするためにダイバーシティの推進に努めています。

英語公用語化によって、従業員は国籍に関わらずスムーズなコミュニケーションが世界中で可能となっています。また、社内託児所の整備など女性の活躍を支援する取り組みも行っています。



楽天は**69カ国**からの出身の人々で構成されています

平成27年12月現在

女性従業員比率**37%** 女性管理職比率**18%**

平成27年12月現在 ※楽天㈱単体データとなります

お知らせ

定時株主総会決議ご通知について

当社では、第19回定時株主総会より、定時株主総会決議ご通知は当社ウェブサイト (<http://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>) に掲載する方法によりお知らせすることといたしました。

書面による発送はいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようをお願い申し上げます。

株主通信について

株主通信につきまして、従来は定時株主総会後にお送りしておりましたが、平成27年12月期より「定時株主総会招集ご通知」と統合することといたしましたので、あらかじめご了承くださいませようをお願い申し上げます。

株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。

このため、株主様からお取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

■株式関連業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、「配当金に関する支払調書」および「単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書」等には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

■お問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様：お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様：三井住友信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
単元株式数	100株
公告	電子公告 http://corp.rakuten.co.jp/investors/koukoku/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務のご案内

- 株主名簿管理人及び特別口座の管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行
- 株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話照会先】 0120-782-031 9時～17時 土日祝除く
【郵送物送付先】 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

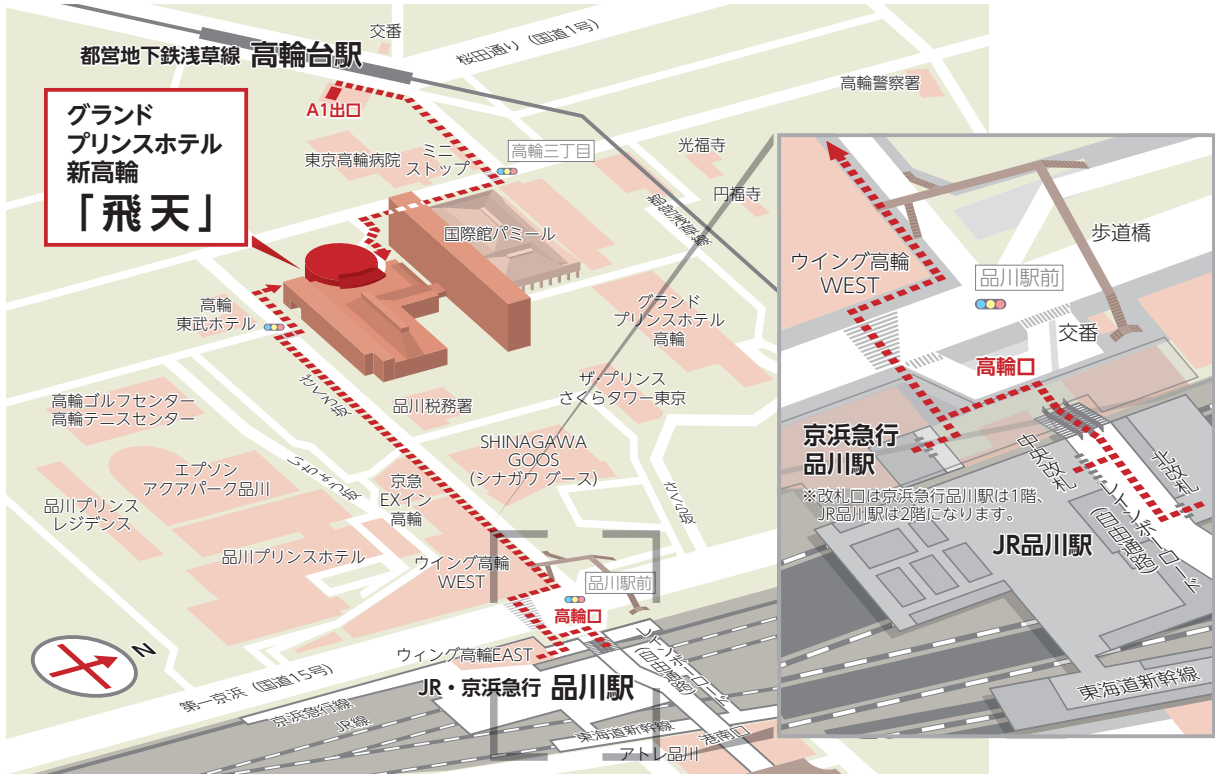
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
電話 03-3442-1111(代表)

交通機関のご案内

- JR・京浜急行:品川駅高輪口より徒歩約8分
- 都営地下鉄浅草線:高輪台駅A1出口より徒歩約6分



● 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いたします。

楽天株式会社

<http://corp.rakuten.co.jp/>



UD FONT